

## 藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市新生児聴覚検査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第4条に定める実施医療機関以外の医療機関等で新生児聴覚検査（以下、「検査」という。）を受けた者または実施要綱第5条第1項に定める上限金額に満たない金額で検査を受けた者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、その検査費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この要綱により検査費用の助成を受けることができる者は、実施要綱第3条に該当する者の保護者で、実施要綱第5条第1項各号に規定する検査を受けた児の保護者及び市長が特別な事情があると認めた者とする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、新生児聴覚検査に要した費用のうち、実施要綱第5条に規定する市が負担すべき費用を限度とする。

### (助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、対象となる児の出生日から1年以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 検査の受診費用（保険適用外のものに限る。）を支払ったことを証する書類
- (2) 申請する分の藤沢市新生児聴覚検査費用補助券
- (3) 検査を受診したことが確認できる書類（母子健康手帳の写し等）

### (交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定する場合は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請した者に通知し、交付しない場合は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請した者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市新生児聴覚検査費用助成金請求書兼口座振込依頼書(第4号様式)により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行状況について令和8年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。